

専門職大学院設置基準における専任教員に関する 特例措置の終了に伴う制度改正について(概要)

【現行制度の概要】

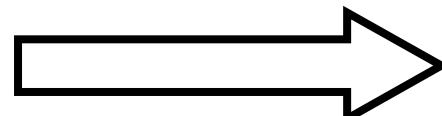
○専門職大学院の専任教員について

- ① 専門職大学院は、設置基準上で専攻分野ごとに規定される数の専任教員(必置教員)を置く。
- ② この上記の専任教員については、学部・修士・博士課程に必要な教員の数に算入できないこととする

○経過措置(平成25年度までの特例)

- ① 学部、修士課程、博士課程(前期)との間では、必置教員の1／3まで算入可能
- ② 博士課程(後期)との間では、必置教員の全員が算入可能

※ 経過措置を設けた趣旨は、①優秀な教員の確保、②博士課程後期への進学者への対応の観点から、平成25年度までの特例として設けたものであり、制度の定着状況を見つめ見直すことになっていたものである。



中教審での検討結果

- 専門職大学院制度は、独立性を確保し教員組織の充実を趣旨とするため、他の学位課程に必要な教員の数に専門職大学院の専任教員を算入することを原則認めないと改めて確認。
- ただし、中教審での審議の結果、経過措置終了後も、専門職大学院の教員養成に支障を生じる懸念等があることから、博士課程後期との接続は認めることが適当と整理。

(※上記整理により、一般の大学院において、博士課程の前期(修士課程)と後期との間で接続が認められていることと同様の扱いとなる)

- その際、専門職大学院が教員組織の充実を制度趣旨としていることに鑑み、博士課程後期との接続を認めるにあたっては、教育上支障を生じない場合には、1個の専攻に限り認める旨を法令上明記することが適当であるとあわせて整理。

【改正後の制度の概要】

※ 経過措置を定めていた附則が、平成25年度末をもって終了することを踏まえて、以下の通り、法令上必要な措置を講じる

○専門職大学院の専任教員について

- ① 専門職大学院は、設置基準上で専攻分野ごとに規定される数の専任教員(必置教員)を置く。
- ② ただし上記の専任教員については、教育上支障を生じない場合には、1個の専攻に限り、博士課程(前期を除く。)を担当する教員が兼ねることとする。

(参考)「グローバル化社会の大学院教育」答申(中教審, 平成23年1月)

<専門職学位課程の教員組織に関する検討>

学士課程、修士課程又は博士課程を担当する教員は、教育研究上支障がない場合には、他の学位課程の教員等がこれを兼ねることとされているが、専門職大学院については、設置基準上必ず置くこととされる専任教員(以下「必置教員」という。)は、他の学位課程の必置教員数に算入できないこととされている。これは、専門職大学院における教育に専念する教員の充実を図り、教育の質を担保することや、専門職大学院の独立性を確保することの必要性によるものである。

他方、専門職大学院の制度発足の円滑な移行を図る観点から、制度創設後10年間の特例として、他の学位課程の必置教員数への算入が認められているが(専門職大学院設置基準附則第2項)、この特例は平成25年度で終了する。

このため、特例措置終了後の教員組織の在り方について、専門職大学院制度の趣旨を踏まえて対応する必要がある。

その際、理論と実務の架橋を目的とする専門職学位課程における教育資源の蓄積を支える研究活動の活性化、教員の養成機能の維持・向上、進学を希望する学生への対応、国際競争力への影響などを勘案すると、専門職学位課程と博士課程(後期)の接続を図ることは重要である。

また、大学における教育と研究は一体であり、学位課程及び専攻ごとの目的や役割の違いを踏まえつつも、相互に連携協力を図り全体として教育研究水準を向上させることが重要であることから、教員が学位課程及び専攻の壁を超えて相互に連携協力することや、流動性の高い教員組織の整備を積極的に推進することも重要である。

これらのことを踏まえ、教育研究の質保証の観点に留意しつつ、上記特例措置終了後の専門職学位課程の教員組織の在り方や制度的対応の取扱いについて検討することが求められる。